令和4年第1回山北町議会臨時会 (1月14日)

議 長 皆さん、こんにちは。令和4年最初の本会議となります。改めまして、新 年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いをいたし ます。

> さて、ただいまから令和4年第1回山北町議会臨時会を開会いたします。 (午前11時00分)

なお、議場内における新型コロナウイルス感染対策は、引き続き各自で御 留意をお願いします。

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は、令和4年第1回山北町議会臨時会 に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言 御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、今月6日には、南岸低気圧の影響により、首都圏で大雪となり、 東京都23区においては、2018年1月以来4年ぶりとなる大雪警報が発表され、 交通機関の乱れや道路の通行止めなど各地に影響を及ぼしました。

本町におきましても、積雪は確認されたものの、幸いにして大きな被害はなく、安堵したところでございますが、暦の上でも寒の入りを迎えており、 今後ますます寒さも厳しくなるかと思いますので、議員の皆様におかれましては、お体に御留意していただきたいと考えております。

また、この季節は空気が非常に乾燥しやすい時期でもあります。全国的に 火災が多く発生しておりますので、町民の皆様には、改めて火の取扱いに十 分注意していただきたいと思っております。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、昨年の第5波の要因となりましたデルタ株よりも感染力が強いオミクロン株が国内で猛威を振るっております。昨年末までは全国の新規感染者の数が500人以下となっておりましたが、年が明けると各地でオミクロン株と思われる感染者が急激に増加しており、今月9日には山口県、広島県、沖縄県のまん延防止等重点措置が適用されました。

神奈川県におきましても、今月3日に初めて市中感染が確認されてから爆発的に感染が拡大し、今月10日時点では519人もの新規感染者数が確認され、前の週に比べると約15倍もの感染者数となっております。このままでは医療体制の逼迫へとつながるおそれがございますので、町民の皆様におかれましては、御自身や御家族を守るため、引き続き感染症防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、本町といたしましては、3回目のワクチン接種につきまして、集団接種予約を来月初旬から受け付ける予定で準備を進めております。集団接種を希望される町民の皆様がしっかりとワクチン接種ができるよう、足柄上医師会をはじめ、関係機関と協力し、全力で取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、令和4年第1回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、国が実施する住民税非課税者世帯に対する臨時特別給付金などに関わる令和3年度一般会計の補正予算案件1件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸 皆さん、こんにちは。

それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日午前10時半から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、 令和4年第1回臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報 告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、補正予算案件1件であります。

審議方法につきましては、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたします。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は 委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありません

か。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に議席番号2番 山崎政司議員、議席番号9番 府川輝夫 議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、報告第1号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第11号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 最 報告第1号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第11号)。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,298万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ64億1,731万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月14日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業による増額で、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,298万7,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務 課長 それでは、議案第1号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第11号)に ついて、御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、12款地方交付税及び16款国庫支出金を1億1,298万7,000円増額し、歳出につきましては、3款民生費、及び9款教育費を歳入

と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。 4ページ、5ページをお開き ください。

初めに歳入でございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は1,009万4,000円の増額でございます。

国税の増収に伴い、普通交付税の再算定が行われ、増額されたものの一部 を今回補正をするものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は1億289万3,000円の増額で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金として、1億120万円。事務費補助金として、169万3,000円の増額でございます。補助率については10分の10でございます。

次に歳出でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、1 億157万8,000円 の増額でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業については、住民税非課税世帯などへ1世帯10万円を1012世帯分に給付するための事務経費等給付金でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、1,140万9,000円の増額でございます。小中学校のIT教育環境の整備のために前倒しをして、タブレット121台、プリンター12台を購入するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第1号について、質疑に入ります。 質疑のある方はどうぞ。

13番、石田輝子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

住民非課税世帯に対する臨時給付金事業10万円支給ということでございますけれども、この住民非課税世帯の選定基準は……。

あ、住民税非課税世帯、失礼いたしました。これの選定の基準というのは いつからなんでしょう。 議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 住民税非課税世帯の方に対する10万円給付ですが、令和3年度の住民税が、 住民税の均等割が非課税の方ということになってございます。それプラス家 計急変世帯も対象となってございます。

議 長 石田輝子議員。

13 番 石 田 そうしますと、その選定のときに非課税世帯でなかった家庭でその間の間に困窮されている。コロナの関係で困窮されている世帯の方もあられると思うんですけども、これは国の事業なんで、これは仕方ないと思いますけれども、そのようなその後、その困窮されている世帯に対する町としての何か支援というようなことは考えておられるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福祉課長 まず、今回の補正予算ですけども、2本立てになってます。

一つは令和3年度の住民税が非課税の世帯、もう一つは家計急変世帯、こちらもこの国の10分の10補助で10万円給付されます。この家計急変世帯につきましては、そのコロナの影響を受けて、住民税が課税であったんですけども、収入が減った結果、非課税と同等ぐらいにまで収入が減った方が対象となってきます。

国が家計急変世帯の収入はここまでという基準を示しておりますので、その基準内に合致する方については、国の基準に基づいて、10万円を給付するということになります。

また、併せて町の独自給付としまして、その国の基準には該当しなかった 方につきましても、予定としては1世帯当たり3万円を給付するということ も考えてございます。

議 長 副町長。

副 町 長 国の基準ですと、10万円かゼロ円かという。その何といいますか、100% かゼロ%かというふうな基準になっちゃうんですけども、今、御質問のとお り、町の考え方として、町長の指示もありましたけれども、やはり10万円か ゼロ円かじゃなくて、5万円があってもいいじゃないか、3万円があっても いいじゃないのかということは考えておりますので。ひとまず最初は国の基 準どおりやったんですが、状況を見た中で適切に今後判断していきたいと。 これは町単独の、あくまでも町単独のものですが、そういうふうな形で考えています。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 町独自の政策として、困窮者の救済措置があるということが分かり、非常 に安心をいたしました。もうこれが3回目で最後の質問になりますので、こ の給付に対する支給方法と支給予定日というのか、いつ頃を予定、支給され るのか、その辺を最後にお聞きいたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 スケジュールでございますが、現在のところ、2月の8日頃に非課税の該当者に申請書、確認書を返信用の封筒をつけて郵送する、します。それが戻ってき次第、役場の支払日に合わせて給付をするということで。最も早くて2月の20日には、何件かはもう支給が開始できるかなと思っています。順次、役場2月20日以降、順次役場の支払日に合わせて支給していくという形になります。

議 長 ほかに。

1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1番です。

ただいま町独自の3万円給付ということなんですけど、家計給付、家計急 変世帯ということで、大体どの程度の予算立てをしているのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今回、非課税世帯として920世帯、家計急変世帯として、その1割の92世 帯を見込み、1012世帯としました。この家計急変世帯92世帯の中にどのぐら い件数が上がってくるかというのは、正直見込めないところはあるんですが、92世帯10%程度見ておけば、おおむね大丈夫ではないかという判断で、その 分、見込みをさせていただいたところでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、冨田陽子議員。

12 番 冨 田 関連ですが、家計急変世帯のこの方々を判断するというのは、山北のその 全世帯にそれをお知らせをして、その申請があった方という、方を対象とす る。こちら役場で判断されるということなんでしょうか。 議 長 副町長。

副 町 長 これについても、今現在、こういう方法だというのは、はっきり決まっていませんけれども、今状況を見て、住民税非課税世帯がはっきりしたのは、しているところは、もうはっきりしている世帯とは別に、その辺のところについては、適切に今後状況を見た中で判断していきたいというふうに考えておりますので。どこまでどういう方法がいいのかというのは、まだその辺のところがちょっと何通りかあるということで御理解いただきたいということでございます。

議 長 冨田陽子議員。

12 番 冨 田 具体的にはどういう何通りを考えられているんですか。あとは、その該当、 そこに該当しない世帯の方にも3万円を給付するということなんですけど、 その選定基準というのはあるんでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 過去に国民1人10万円、全員に配ったときに、考え方なんですが、例えば 生まれた人はそうなんですけど、まだ生まれてないけど、妊娠している人は どうなんだというような議論もあったかと思います。

これについては、生まれた方は国の制度に該当したんですが、そうではなくて、今現在、住民税非課税なんですけど困っている世帯というのは、やはり町としては、単独の事業としてもつくっていきたいというふうに考えていますので、その辺のところについては、今、福祉課長のほうで何通りか方法を考えていますけれども、これといった方法、まだ決定していません。

ただ、そういう気持ちがあるということは御理解いただきたいということ でございます。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 町の独自給付の部分の周知の方法なのですが、その前に、まず国はその家 計急変世帯の基準は、ここまでというのを示していますので、それはそれで いいんですが、町の独自給付をされる、する部分というのが、副町長が答弁 したとおり、今のところ、決めていない状況です。これは町、町長の強い思 いの中で、家計急変世帯がその国の基準に合致、1円でも合致しなければ、

10万円払えませんので。でも、そういった方であっても困窮してることは変わらないんだから、何とか広く町で給付しようと、そういう考えが、強い思いがあるものですから。集まってきた申請書をある程度、総合的に判断した中で町の基準をつくっていくと。それしかちょっと手がないのかなというふうに思ってます。

また、そういった関係もありますので、町民への周知の方法なのですが、 まず国も基準する、収入の基準表というのがありますので、それは広報しま す。それに該当されない方も福祉課に御相談くださいという形で広報するし かないのかなと。

そして、集まってきた申請書を総合的に判断しながら、どこまで町が給付するのかということを決めると。それは先ほども申しましたが、コロナで困っているのは同じですので、できるだけ広く町で給付できる部分は支援していきたいと、そういった強い考えがあるということから、このような形にさせていただきたいと思っているところです。

長 ちょっとお待ちください。質疑が少し論点がずれてきてますので、一度ちょっと整理をさせていただきたいんですが、これは議長から改めてちょっと質問、質問といいますか確認なんですが、この今の家計急変世帯の3万円、5万円とお話がありましたが、これはこちらもこの中の今回の予算にも入っていないかと思うんですが、改めて補正予算で上がってくる、そういう認識でよろしいですか。

副町長。

副 町 長 今回の予算はあくまでも、あれです。国の制度に従ってやるもので、町長 の気持ち、町の考え方として、町独自で支援するというのは、国の動向、予 算を、動向を見た中でどうなのかというのを、再度また補正予算という形で 必要もあれば、出していただきたいということでございます。

> あくまでも今回については、非課税世帯の92世帯分と家計急変世帯の、ご めんなさい、920と、家計急変世帯92世帯といったところの審議になってく

るかと思います。よろしくお願いします。

ほかに質問のある方はどうぞ。

2番、山崎政司議員。

2 番 山 崎 教育費の事務局費の中の先ほどの説明で、タブレットとプリンターを購入 するという説明ですけども、このタイミングで購入しなければならない理由 は何なんでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 昨年度、キーボードのつきましたタブレット型の端末で、1人1台パソコンということで整備もさせていただいてるんですけれども、その整備のときに、今までパソコン教室にありましたパソコンも入れまして、1人1台ということで、昨年の小学校で338台、中学校で143台のタブレット型のパソコ

ンを1人1台パソコンということで入れさせていただいております。

今パソコン教室のパソコンを足りてない部分は使ってはいるんですけれど も、やはりそのタブレット型のものが全員で使ったほうがということで、こ こで上げさせていただいております。

ですので、小学校のほうで55台、それと中学校のほうで48台、それと、あ と教師用のほうも入れさせていただきまして、12台ということで、合計121 台を整備させていただくと。

それと、このタブレット型の端末からプリントアウトをする場合、今使っているものが一度USB等に落として、パソコン教室のほうでパソコンを立ち上げて、そこからパソコン教室で打ち出すという、ちょっと手間のかかることをやっていましたので、ここで小学校7台、中学校5台のプリンターを入れさせていただいて、これがタブレット型パソコンから直接プリントアウトできるようにさせていただきました。

ですので、ここのタイミングでということであるんですけれども、ここで 注文といいますか、整備をさせて、今年度中に整備をさせていただいて、来 年の4月からもう使えるような状態で、全員がタブレット型パソコンで学習 が、補助ができるというようなことを見込みまして、このタイミングで出さ せていただいた次第でございます。

議 長 副町長。

副 町 長 これ、最初に財務課長が御説明申し上げたとおり、地方交付税が再算定されたおかげで、せいで地方交付税が増えてしまった。増えたということで、そのうちの一部を使わせていただきたいということで説明はしたと思います。そして、このタブレット型端末というのは、令和4年度の当初予算に要求があったものです。ですけれども、4年度の当初予算というのは、4月以降じゃなきゃ執行できません。この財源ができたおかげで、今ここで早めにやっていきたいということで、必要があるかどうかということじゃなくて、なるべく4月、来年、今年の4月じゃなくて早めにやりたいということで考えているものでございます。

議 長 ほかに質疑がある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8 番 清 水 8番、清水でございます。

ちょっと戻りますが、住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ということで、説明では1012世帯に10万円というふうにお聞きしました。その後で、そのうちの92世帯については家計急変だというふうに受け取ったのですが、家計給付のほうについては、3万円ですかというふうな……。

じゃあ要するに、920と92というのは、10万円でいい。だから92も10万円。 ただ、なぜこれ、そこが違うかという。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 すみません。今回、補正させていただくのは、非課税世帯の分として、10 万円給付を920世帯分、それと同じく国の制度で家計急変世帯についても92 世帯分で同じく10万円の給付をするという補正予算でございます。

議 長 清水議員、よろしいですか。

ほかに質疑がある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

住民税非課税世帯ということですけれども、ほかに固定資産税とか何か滞納とかそういったケースもあるかと思うんですけども、そういったことは、一切考慮しないということでよろしいんでしょうか。

議長。福祉課長。

- 福 祉 課 長 今回の支給に当たりましては、住民税が課税であるか非課税であるかということが基準となりますので、それによって判断します。滞納があるかどうかということは判断基準には入ってございません。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第1号を採決いたします。 原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

> 以上をもちまして、令和4年第1回山北町議会臨時会の議事日程を終了 しましたので閉会といたします。 (午前11時28分)